

北朝鮮による日本人拉致問題の早期解決を求める意見書

北朝鮮による日本人拉致事件の発生から既に30年以上が経過し、平成14年の日朝首脳会談で北朝鮮が日本人の拉致を認めてから、今年でちょうど10年目の節目を迎える。

この間、政府においては、拉致問題対策本部が設置されて一体的な取組みが進められてきたが、5人の拉致被害者とその家族が帰国した以外には、特別な進展がない状況が続いている。

2月24日に北京で行われた北朝鮮の核問題を巡る米朝高官協議においても、米国が日本人拉致問題を取り上げたが、北朝鮮に「前向きな反応はなかった」とのことである。

北朝鮮による日本人拉致問題は、重大な人権侵害であるとともに、我が国に対する主権の侵害でもあるが、北朝鮮は納得のいく説明をすることもなく、いまだ不誠実な態度をとり続けている。

拉致被害者及びご家族には、高齢の方も多くなっており、拉致問題の解決のためには一刻の猶予もないことを政府は認識すべきである。

よって、政府においては、昨年12月の金正日総書記の死去に伴う体制交代を機に、北朝鮮による人権の侵害をさらに一層広く世界に訴えるとともに、強固な国際連携のもと、北朝鮮に対して拉致被害者の再調査を強く求めるなど、全ての拉致被害者の早期帰国の実現に向け全力で取り組むよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成24年3月22日

宮 崎 県 議 会

衆議院議長	横路孝弘	殿
参議院議長	平田健二	殿
内閣総理大臣	野田佳彦	殿
外務大臣	玄葉光一郎	殿
拉致問題担当大臣	松原仁	殿
内閣官房長官	藤村修	殿